

事務局長	課長	担当

(様式第1号)

出雲商工会館使用(変更)申請書

令和 年 月 日

出雲商工会議所事務局長 様

出雲商工会議所会館ならびに駐車場の管理および運営に関する規約（裏面参照）の各条項を厳守することを約し、下記のとおり申請します。

※ご記入いただいた情報は会館使用の受付業務を目的として利用します。あらかじめご了承ください。

なお、情報は当所が責任をもって保管・管理します。

会員・一般の区別

会員・一般

	住所	〒 ー ※郵便番号も必ずご記入ください	
	事業所名		
	代表者氏名		
	連絡担当者	TEL () ー FAX () ー	
請求書送付先 (申請者と異なる場合のみ記入)	〒 ー	※郵便番号も必ずご記入ください 宛名:	
	使用期間	令和 年 月 日 (曜日) 時 分より 令和 年 月 日 (曜日) 時 分まで	
	使用の前日の準備あるいは、翌日の片付け期間	準備: 令和 年 月 日 (曜日) 時 分 ~ 月 日 (曜日) 時 分 片付: 令和 年 月 日 (曜日) 時 分 ~ 月 日 (曜日) 時 分	
	主催団体名 (申請者と異なる場合)		
使用目的	会議・研修会・講習会・講演会・商品説明会・展示会・パーティー・その他 []		
使用室名	1階ホール・3階302号室・3階303号室・4階401号室 6階大ホール(全面・半面〔北側・南側〕)・その他 []		
集会予定人員	名		
案内板表示名			
使用備品	有線マイク_本・無線マイク_本・ピンマイク・スクリーン・ポータブルアンプ・テレビ・プロジェクター・DVDプレイヤー・ビデオデッキ・延長コード(無料)・ホワイトボード(無料)・その他 []		

<注意事項>

※ステージ・演題等の看板を作成しますので、ご要望の方は申し出ください。(有料)

※当日キャンセルは基本料金の100%、前日キャンセルは基本料金の50%のキャンセル料が発生します。

【備考欄】

--

出雲商工会議所会館ならびに駐車場の管理および運営に関する規約（一部抜粋）

（使用の制限）

第9条 事務局長は、その使用が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、会議室等の使用を承認せず、または使用の承認を取り消し、もしくは使用の停止を命ずることができる。

- （1）公の秩序または善良な風俗を乱すおそれがあるとき。
- （2）危険物を使用するものであり、災害発生のおそれがあるとき。
- （3）その他会館の管理運営上支障があるとき。

（使用料の納付）

第10条 会議室等を使用する者（以下「使用者」という。）は、別表1に定める使用料を、事務局長が別途指定する期日までに商工会議所に納付しなければならない。

（使用料の不返還）

第12条 既に納入した使用料は、返還しない。ただし、事務局長は、特別な理由があると認めるときには、その全部または一部を返還することができる。

（使用者の義務）

第13条 使用者は、会議室等の施設、設備、器具または備品（以下単に「施設等」という。）を損傷し、または滅失しないように注意するとともに、商工会議所の指示に従わなければならない。

- 2 使用者は、会議室等の使用を終了したときは、その使用した会議室等の施設等を原状に回復しなければならない。
- 3 使用者は、会議室等の施設等に損害を生じさせたときは、事務局長が相当と認める損害額を賠償しなければならない。ただし、事務局長は、やむを得ない理由があると認めるときは、その額を減額し、または免除することができる。

（禁止行為）

第30条 会館においては、次の各号に掲げる行為をしてはならない。

- （1）凶器、爆発物その他の危険物を正当な理由なく所持し、または放置すること。
- （2）目的を達成するための喧噪、座り込み、立ちふさがり、ねり歩き等の行為を行うこと。
- （3）商工会議所役員または入居者に面会を強要し、もしくは乱暴な言動をすること。
- （4）施設・設備を故意に損傷または汚損すること。
- （5）指定場所以外に自動車その他車両を放置すること。
- （6）指定場所以外で火気を使用し、または喫煙すること。
- （7）その他、会館の秩序を乱し、商工会議所または入居者の業務を妨げること。

（許可を要する行為）

第31条 会館内において、次の各号に掲げる行為をしようとする者は、事務局長の許可を受けなければならない。

- （1）文書、図面その他これに類する物の配布または掲出（2）物品の販売、宣伝、寄付の募集、契約勧誘等（3）看板、のぼり、旗幕、プラカード等の掲出
- 2 前項の許可を受けようとする者は、行為許可申請書（様式第4号各号）により事務局長に申請しなければならない。
- 3 事務局長は、必要と認めるときは、当該許可に条件を付すことができる。
- 4 事務局長は、前項の条件に違反したとき、または管理上支障があると認めるときは、許可を取り消すことができる。

（管理命令等）

第32条 事務局長は、次の各号の一に該当する者に対し、行為の中止、会館からの退去、または当該物件の撤去を命ずることができる。

- （1）第30条の規定に違反したとき（2）第31条第1項の規定に違反したとき、又は同条第3項の許可条件に違反したとき
- 2 前項の命令に応じない場合、必要な措置を講ずることができる。

（火気使用）

第36条 会館内において湯沸器以外の火気を伴う器具を使用する者は、火気使用承認申請書（様式第6号）を提出し、あらかじめ事務局長の承認を受けなければならない。

- 2 事務局長は承認にあたり、使用期間その他必要な条件を付することができる。
- 3 事務局長は、使用者が条件に違反したとき、または会館管理上必要と認めるときは、承認を取り消すことができる。
- 4 火気を使用した者は、退室時に消火を確認し、火気使用を終了した旨を事務局長または管理人に報告しなければならない。